

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5)

変更報告書 No. 2

法第27条の25第1項

関東財務局長

佐々木 芳明 印

〒359-1112 埼玉県所沢市泉町1792-2-601

平成17年11月4日

平成18年1月17日

1名

その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	ニューディール株式会社
会社コード	4740
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都新宿区新宿2-8-6 アクシスピル3F

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)／1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	エクゾーティアム エンタープライズ リミテッド (Exortium Enterprises Limited)
住所又は本店所在地	シーメドウ ホーム、ブラックバーン、ハイウェイ、 ピーオーボックス116、ロードタウン、トルトーラ、英国領バージン諸島
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成14年8月1日
代表者氏名	キャプテン マネジメント リミテッド
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資事業等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都新宿区新宿2-8-6 アクシスビル3F 小林博彰
電話番号	03-5368-5021

(2)【保有目的】(9)

中長期的なキャピタルゲインの確保を目的とした投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券(株)	100		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証書(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券が「ドワラント」	D		J
株券預託証書			
株券関連預託証書	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		100株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0株

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年11月4日現在)	S	134,654,900株
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0%
直前の報告書に記載された株券等 保有割合(%)		21.59%

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	8.1
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	8.1

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

委任状

エクゾーティアム エンタープライズ リミテッドは、以下に記載した者を代理人と定め、証券取引法（以下「法律」という）第 27 条の 23 第 1 項および第 27 条の 25 第 1 項に基づく株式大量保有報告書に関する報告書を財務省に提出する権限、およびその写を発行会社および証券取引所または日本証券業協会に送付し、また前記法律の条項に関連し前記代理人が必要と思料するその他の行為、手続きおよび事項を行う権限を与える。

代理人：埼玉県所沢市泉町 1792-2-601

佐々木 芳明

以上の証として、下記に署名するものは、本委任状を作成した。

エクゾーティアム エンタープライズ リミテッド

代表

WONG Lai Kuen

上記訳文に相違ありません

埼玉県所沢市泉町 1792-2-601

佐々木 芳明



POWER OF ATTORNEY

Exortium Enterprises Ltd hereby appoints the person mentioned below as its attorney-in-fact with full power of substitution to represent Exortium Enterprises Ltd in connection with the filing with the Ministry of Finance of the Report of a Change in the Report of Large Shareholdings required under Articles 27-23-1 and 27-25-1 of the Securities Exchange Law of Japan (the "Law") and to send xerox copies of the report to the issuing company and the related stock exchange in Japan and other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with said provisions of the Law.

Appointed attorney: Mr. Yoshiaki Sasaki

of 1792-2-601, Izumicho, Tokorozawa-shi, Saitama, Japan

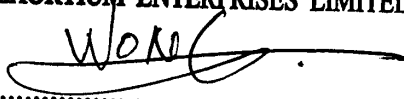
IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney.

WITNESS to the signature

Exortium Enterprises Ltd

of

BY:

For and on behalf of
EXORTIUM ENTERPRISES LIMITED

.....
Authorized Signature(s)

Date: